



元高学第2474号
令和2年3月12日

各県立学校長 様

教 育 長

時間外勤務等に関する協定の締結について（通知）

県立学校に勤務する学校事務職員、学校栄養職員又は技能職員に対し、時間外勤務又は休日勤務をさせる場合にあっては、労働基準法第36条の規定に基づき各所属ごとに「時間外勤務・休日勤務に関する協定」を締結し、協定届を労働基準監督機関である高知県人事委員会等に届け出ることが必要です。

つきましては、別紙「協定書締結及び協定届に関する留意事項」をもとに協定を締結のうえ、下記により届出を行ってください。

記

1 提出書類及び提出先、提出部数

（1）事務職員及び学校栄養職員

①提出書類

ア 時間外勤務及び休日勤務に関する協定届（校長のみ押印）

※協定届は技能職員を除き作成すること。

イ 時間外勤務及び休日勤務に関する協定書（写し）

※協定書は学校事務職員、学校栄養職員及び技能職員を合わせ作成してもよい。

②提出先及び提出部数

高知県人事委員会事務局（〒780-0850 高知市丸ノ内2丁目4-1 高知県庁北庁舎）

各2部（1部は後日返送される）

（2）技能職員

①提出書類

ア 時間外勤務及び休日勤務に関する協定届（校長のみ押印）

※協定届は技能職員のみとすること。

イ 時間外勤務及び休日勤務に関する協定書（写し）

※協定書は学校事務職員、学校栄養職員及び技能職員を合わせ作成してもよい。

②提出先及び提出部数

所管の労働基準監督署へ提出する。返信用封筒（切手添付）を入れておくこと。

各2部（1部は後日返送される）

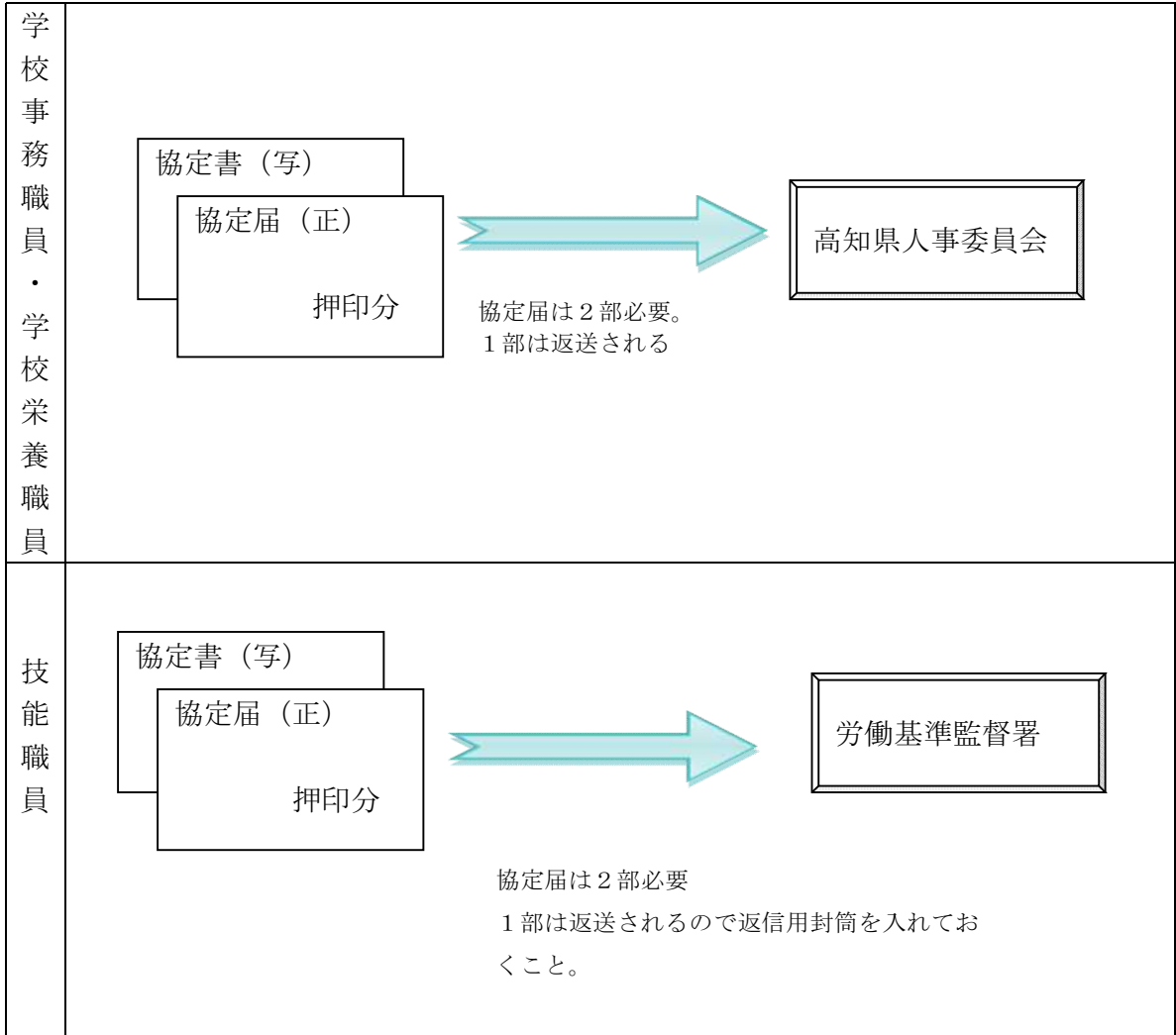
2 提出期限

令和2年3月27日（金）

3 その他

提出書類の写しを令和2年4月2日（木）までに、主管課長（高等学校課又は特別支援教育課）あてに、提出のこと。

提出書類と書類の流れ



※人事委員会及び労働基準監督署へ提出した書類の写しを主管課長へ提出

